

大阪市における消費者セミナーの開催について

平成 26 年 4 月 21 日

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、独占禁止法の運用を通じて公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者が良質・廉価で多様な商品・サービスを選択することができるよう努めているところ、今般、この活動を一般消費者に広く周知するため、近畿中国四国事務所では、以下のとおり、消費者セミナーを開催することとしました。

1 日時・場所

平成 26 年 6 月 5 日（木） 14：00～16：00

大阪合同庁舎第 4 号館 2 階 第 2 共用会議室

（大阪市中央区大手前 4－1－76

地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 5 番出口からすぐ）

2 内 容

(1) セミナー「私たちの暮らしと独占禁止法の関わり」（別添参考）

(2) 意見交換

3 その他

(1) 定 員 70 名（申込み先着順）

(2) 申込方法 下記の電話又は F A X（06－6943－7214）にて直接お申込みください。

なお、F A X でお申込みの方は、お名前、御連絡先電話番号及び参加人数を明記してください。

※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電話 06－6941－2175（直通）

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

参加無料

☆消費者セミナー開催のお知らせ☆

～私たちの暮らしと独占禁止法の関わり～

かしこい商品選択 ー景品表示法とはー

皆さんは、普段、どこでお買い物をしていますか？また、どうしてそのお店を選んでいきますか？家から近い、品揃えが良い、サービスが良いetc…皆さんのそれぞれのお考えで選択していると思います。

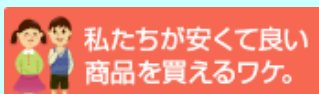
そうした何気ない日常に公正取引委員会の活動が関わっていることをご存知でしょうか？消費者セミナーでは、このような公正取引委員会の活動を皆さんにお伝えしたいと考えています。

日時	平成26年6月5日（木） 14:00～16:00
場所	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室 谷町四丁目駅下車すぐ。 (詳しくは裏面の地図を御覧ください。)
テーマ	「私たちの暮らしと独占禁止法の関わり」 「かしこい商品選択 ー景品表示法とはー」
講師	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 職員
定員	定員に達したことにより御参加いただけない場合のみ御連絡いたします（当方からの連絡がない場合は、そのまま御来場ください。）。)
申込方法	電話・FAXにて、下記まで直接お申込みください。 (9:15～18:00（土・日・祝日を除く。）)
申込先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 取引課 電 話 06-6941-2175 FAX 06-6943-7214



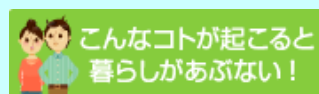
シミュレーションゲームで競争のメリットを体感してみてくださいね。

<主なテーマ>



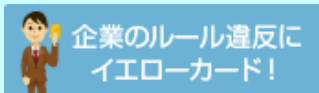
私たちが安くて良い商品を買えるワケ。

→競争のメリットとは？



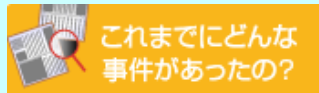
こんなコトが起こると暮らしがあぶない！

→何を規制している法律なの？



企業のルール違反にイエローカード！

→公取ってどんな役所？



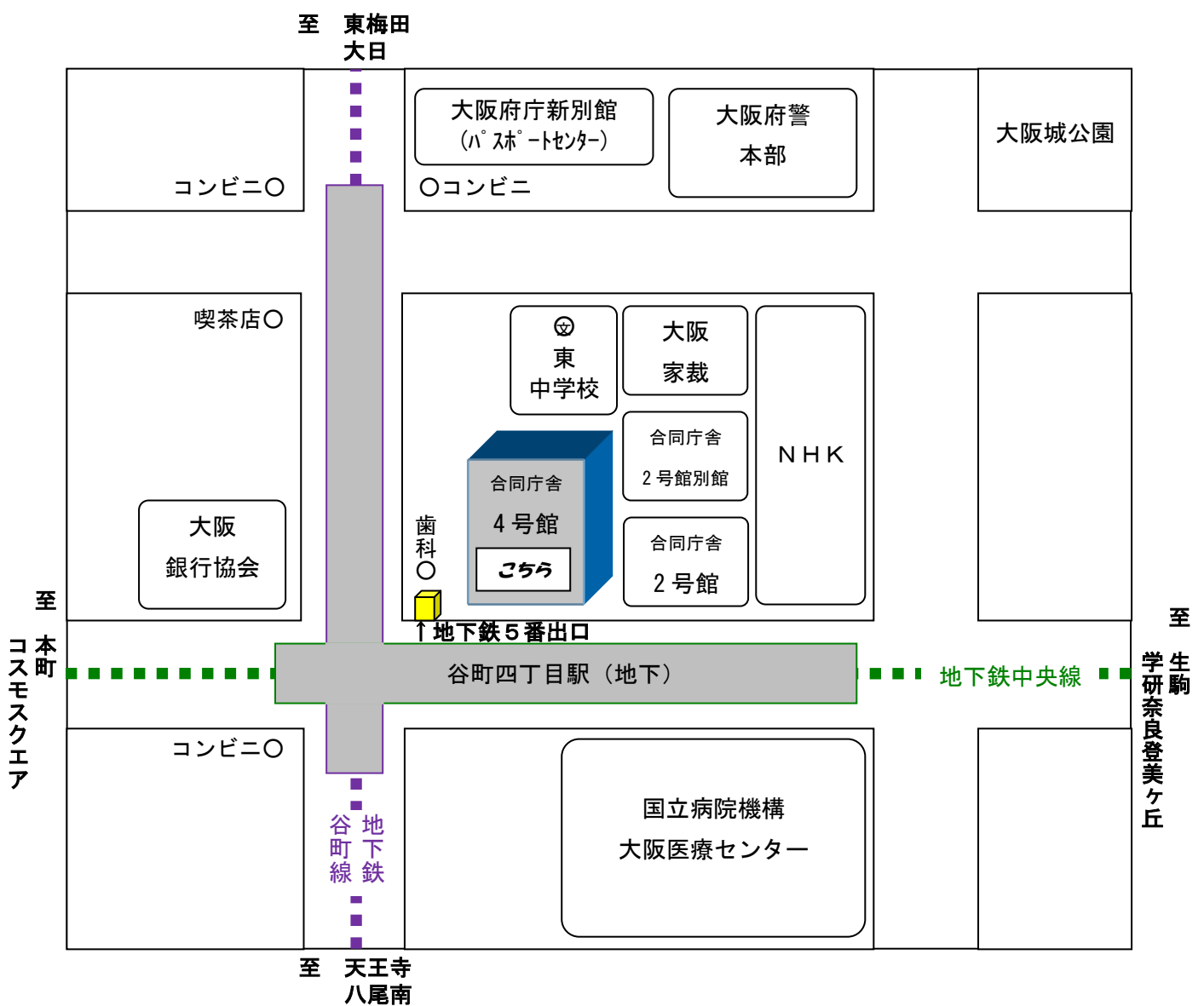
これまでにどんな事件があったの？

→実際の違反事件ってどんなの？

会場案内図

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室



○ 大阪市営地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅5番出口からすぐ